大規模災害時における応急対策業務に関する協定

高槻市（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が管理する建築公共施設に対する災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

　（要請）

第１条　甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して書面により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、書面により要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

(1)災害の状況及び業務を必要とする理由

(2)業務を必要とする日時、場所及び期間

(3)業務において必要とする建設資機材等の有無

(4)前各号に定めるもののほか必要な事項

　（業務の内容）

第２条　この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

(1)災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊、損壊等に伴う安全確保のための緊急応急作業

(2)前１号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

　（協力）

第３条　乙は、第１条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、業務を行うよう協力するものとする。

　（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき業務を行ったときは、速やかに書面により次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、書面により報告する時間的余裕がないときは口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(1)業務に従事した事業者の名称

(2)業務内容

(3)業務に従事した日時、場所、期間及び人員

(4)業務において使用した建設資機材等の数量

(5)前各号に掲げるもののほか必要な事項

　（経費の負担）

第５条　甲の要請により行った乙の業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の算出方法については、甲、乙協議して定めるものとする。

　（損害賠償責任）

第６条　この協定に基づいて、業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者である乙の責任において行うものとする。また、業務において第三者に損害を与えた場合も乙の責任において対応するものとする。

２　甲、乙いずれの責めに帰さない事由により第三者に損害を与えた場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合は、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

　（災害発生時の情報提供）

第７条　乙は、諸活動中に知り得た災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

　（連絡担当者）

第８条　あらかじめ、この協定に関わる連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

　（協定期間）

第９条　この協定の有効期間（以下この条において「協定期間」という。）は令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し申し出ないときは、同一の内容で期間満了の日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても、同様とする。なお、高槻市入札参加資格者名簿の登録期間が終了したときは、協定期間の更新は行わないものとする。

　（協議）

第１０条　この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

　この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　高槻市桃園町２番１号

高槻市

代表者　高槻市長　濱田　剛史

乙　高槻市

（第１条関係：要請書見本）

令和　年　月　日

応急対策に係る業務要請書

　　　　　　　　　　　　　　様

（要請者）

高槻市長　濱田　剛史

１　災害の状況及び業務を必要とする事由

２　業務を必要とする日時、場所及び期間

　（１）　日時

　（２）　場所

　（３）　期間

３　業務において必要とする建設資機材等

４　その他必要な事項

（連絡先）

高槻市

担当者名

TEL

（第４条関係：報告書見本）

令和　年　月　日

要請に係る建設資機材等報告書

高槻市長

所在地

名称

代表者　　　　　　　　　　　印

１　業務に従事した事業者名

２　業務内容

３　業務に従事した日時、場所、期間及び人員

　（１）　日時

　（２）　場所

　（３）　期間

　（４）　人員

４　業務において使用した建設資機材等

５　その他必要な事項

（連絡先）

所属名称

担当者名

TEL